

議案第 27 号

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 2 月 24 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例
(案)

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

三次市栗屋学校給食共同調理場	三次市栗屋町 2 3 4 6 番地 5
三次市三次学校給食共同調理場	三次市三次町 1 8 5 1 番地 1
三次市八次学校給食共同調理場	三次市畠敷町 1 7 2 7 番地 1
三次市田幸学校給食共同調理場	三次市大田幸町 1 6 0 0 番地 1

」を

「

三次市三次学校給食センター	三次市四拾貫町 1 0 1 4 5 番地 1
---------------	------------------------

」に

改める。

第 4 条中「，場長」の次に「又はセンター長（以下「場長等」と総称する。）

」を加える。

第5条及び第6条第2項中「場長」を「場長等」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。